

入札説明会にて、事業者様からよくいただく質問を以下に掲載しました。

事業計画の提出について

- ①土地の取得を証する書類としての「賃貸借契約書」「売買契約書」は、契約から3ヶ月を超過している等、契約日付が古くても有効か。

契約がなされ、土地の確保ができているとわかれば、**契約日付に制限はありません**。
一方で、**登記簿謄本、印鑑証明書は3ヶ月以内に発行されたもの**を提出していただく必要がございますのでご注意ください。

- ②「接続の同意を証する書類」は、事業計画提出段階では不要か。

入札における事業計画提出申請時は、**「接続の同意を証する書類」がなくとも受け付ける**こととします。その場合は、下記2点の対応が必要となりますので、ご注意ください。

- ・事業計画提出時に、**「接続検討申込書の写し」を提出する**
- ・落札後、認定申請補正期限（2021年3月1日）までに、**事業計画の補正を行う**

- ③事業計画提出時に、既に接続の同意が取れている場合も、補正期限までに何かしらの手続きが必要か。

その場合は、**追加の手続きは不要**です。落札後、経済産業局にて認定手続きを行います。

- ④事業計画提出後に、事業計画の変更が生じる可能性があるが、どのような手続きが必要か。

事業計画提出後は、地方経済産業局から補正指示があった場合を除き、**一切の内容修正が認められません**。社名や代表者の変更等の軽微な内容も、修正することができません。
事業計画提出後に変更が生じた場合は、**認定取得後に変更申請手続を実施してください**。（落札者決定取り消し事由に該当する内容は、認められません。）

入札手数料について

①入札手数料は非課税か。

入札手数料（127,000円）は**非課税**です。なお、第1次保証金と第2次保証金も同様に**非課税**となります。

②複数案件の事業計画を提出する場合、入札手数料をまとめて1度に支払ってもよいか。

一括の支払いは認められませんので、案件ごとに支払って下さい。なお、**第1次保証金と第2次保証金も同様に**、案件ごとの納付が必要です。

③入札手数料を支払ったが、事業計画提出に不備があり、入札に参加できなかった。この場合入札手数料は返還されるか。

どのようなケースでも、一度支払って頂いた**入札手数料は返還されません**。

落札者の決定方法

①最後の順位の落札者となり、入札した容量の一部のみが落札した場合で、例えば一般木材等バイオマスによるバイオマス発電設備の場合、落札した容量が10,000kWよりも少ない場合も、調達価格は落札価格になるのか。それとも10,000kW未満の区分の調達価格が適用されるのか。

調達価格は、落札価格となります。

②最後の順位の落札者となり、入札した容量の一部のみが落札した場合も、第2次保証金の納付期限は同様か。

第2次保証金の納付期限は、変わりません。

③最後の順位の落札者となり、入札した容量の一部のみが落札した場合について、発電設備の出力が、提出した事業計画に記載した発電設備の出力から、20%以上減少となった場合、落札者取消の対象となるのか。

この場合、**落札者取消の対象とはなりません。**

④最後の順位の落札者となり、入札した容量の一部のみが落札した場合において、落札できなかった部分についても、発電事業を行いたい。落札できなかった部分は、改めて認定申請する必要があるか。

個別に認定を取得することは、**土地の分割にあたるため、認められません。**この場合は落札を辞退して、改めて入札に参加してください。

保証金の扱い

- ①保証書の納付について、第1次保証金は現金で納付したが、第2次保証金は保証書で納付することは可能か。

第1次保証金と第2次保証金を異なる提供方法で納付することはできません。なお、保証書で納付したものを現金に変更することは可能ですが、現金で納付したものを保証書に変更することはできません。

- ②第2次保証金納付したが、認定取得期限の2021年3月31日までに認定が取得できない場合、第2次保証金は没収されるか。

落札者決定が取消された上で、原則として**第2次保証金は没収されます**。但し、当該落札に係る事業計画について、2021年度の初回入札に再度参加し、当初の落札価格以下の価格で入札することを条件に、**1回に限り、第2次保証金を繰り越し、当該入札の第1次及び第2次保証金として充当することができます**。